



西設相制第3号
平成26年4月4日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成26年1月21日付け西設相制第117号をもって提出しました接続約款
変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第117号（平成26年1月21日）の補正内容

旧					新				
料金表					料金表				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料					第1 網使用料				
2 料金額					2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能					2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額					2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料					2-1-1-1 基本料				
月額					月額				
区 分		単 位		料金額	区 分		単 位		料金額
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,528 円	(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,524 円
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,501 円			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,497 円
2-1-1-1の2~2-6の2 (略)					2-1-1-1の2~2-6の2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能					2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額					2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額				
1中継局イーサネットスイッチごとに月額					1中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額		備 考	区 分		料金額		備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)		456,667 円	_____	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)		456,250 円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,501円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,541円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,878円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	203,134円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	222,155円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,867円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	254,193円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,594円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	281,610円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,702円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,286円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,460円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,699円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	562,084円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,387円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	644,532円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	680,443円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	713,583円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	744,874円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	989,413円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,168,811円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,317,256円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,445,374円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,560,093円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,664,187円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,760,889円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,850,662円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,935,352円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,373円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,371円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,679円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,910円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,910円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,604円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,913円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,298円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	281,300円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,378円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,859円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,958円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,135円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	561,468円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	604,724円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	643,827円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	679,699円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	712,803円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	744,061円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	988,338円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,167,547円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,837円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,443,822円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,558,424円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,662,412円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,759,016円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,848,698円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,933,304円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	197,891円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,891円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,422円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,326円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,740円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	406,233円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	432,373円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,945円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	479,164円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	499,815円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	661,617円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,286円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	876,996円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	960,374円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,035,125円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,102,818円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,165,021円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,222,518円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,276,879円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,704,415円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,021,372円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,285,784円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,515,689円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,722,850円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,911,974円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,088,550円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,253,363円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,409,548円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	197,614円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,526円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	306,992円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,843円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,212円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	405,665円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	431,769円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,307円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,495円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	499,117円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,697円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	779,203円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	875,781円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	959,045円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,033,695円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,296円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,163,416円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,220,836円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,275,124円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,097円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,018,646円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,282,723円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,342円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,719,250円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,145円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,510円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,249,128円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,405,130円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,612,834円	_____
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.8737円	_____
		1秒ごとに	0.014214円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,610,446円	_____
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.8725円	_____
		1秒ごとに	0.014197円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成26年4月1日に遡及して適用します。